

令和6年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和6年2月28（水曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命について
- 日程第6 第2号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第18号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第8号）
- 第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町犯罪被害者支援条例の制定について
- 第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町生涯現役館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
- 第13号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の廃止について
- 第14号議案 幸田町中小企業振興基本条例の制定について
- 第15号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について
- 第16号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例及び幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算
- 第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第25号議案 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第27号議案 令和6年度幸田町水道事業会計予算

第28号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	総務部長 林保克君
参事(税務担当) 稲熊公孝君	住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 山本晴彦君	参事(健康保健担当) 金澤一徳君
環境経済部長 鳥居靖久君	建設部長 内田守君
上下水道部長 石川正樹君	消防長 小山哲夫君
教育部長 菅沼秀浩君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、令和6年度当初予算をはじめとする28件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましても、十分に体調管理に留意され、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りいたします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で、議場内をカメラ撮影することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

朝夕の寒さも日ごとに和らぎ、暖かな日差しが春の訪れを感じられるようになりました。

本日、ここに令和6年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、全部で28件でございます。初めに、本日即決として審議をお願いをさせていただきます議案は6件でございます。幸田町教育委員会の委員の任命についての人事案件1件と、幸田町手数料徴収条例の一部改正についての単行議案1件、そして、令和5年度補正予算関係として一般会計を初めとする4件でございます。その他の議案といたしましては、単行議案15件と、令和6年度当初予算関係として一般会計をはじめとする7件をお願いするものでございます。後ほど、私から予算の大要と施政方針を述べさせていただきます、各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の調整を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで、報告を申し上げます。

1点目であります。1月1日に石川県を震源とする令和6年能登半島地震が発生してから約2カ月がたちましたが、現地では今もなお復旧作業が続けられております。全国の各自治体において支援が実施されているところではありますが、本町といたしましては、災害時相互応援協定を結んでおります石川県内灘町をはじめ、県の対口支援先であります志賀町、その他の被災地域に対し物的・人的支援を行っております。職員派遣といたしましては、地震発生後から当面は3月11日までの間に延べ110人の職員を派遣することとしており、見舞金・義援金としましては、248万円の支援も行っているところでございます。今後も、特に災害時相互応援協定を結んでおります内灘町に対しては、中長期的な支援が必要であると感じておりますので、引き続き支援をすることで被災地の皆様のお役に立てればと思ひ、職員一同頑張っまいる所存でございます。また、本町といたしましても、今回の支援で得た経験を防災対策に生かしていければと考えてお

りますので、よろしく申し上げます。

2点目でございます。2点目は、3月1日、金曜日から3日、日曜日の3日間にかけて開催されるラリー三河湾2024であります。蒲郡市を中心に、岡崎市、豊川市、幸田町で競技コースが設けられ、幸田町内では3月2日の土曜日に深溝地区内において、日本各地から集まったラリーカー90台が疾走します。町内を走行する3月2日の土曜日ではありますが、町内外の多くの方楽しんでいただけるよう、深溝運動場を観戦エリアとして開放をいたします。キッチンカーなどの飲食物も販売を実施予定でありますので、ぜひ御覧いただければと思います。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまから、令和6年第1回幸田町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時06分

○議長（藤江 徹君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 野坂純子君、4番 松本忠明君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本期定例会の会期は、本日2月28日から3月26日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日2月28日から3月26日までの28日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分から12月分までの3件、及び定期監査7件であります。これは、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

次に、令和5年度幸田町教育委員会施策評価につきましては、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

- 議長（藤江 徹君） 日程第4、町長の施政方針を行います。
町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

- 町長（成瀬 敦君） 令和6年度予算の概要と施政方針

令和6年2月28日
幸田町長 成瀬 敦

元気に希望を取り戻す

～チョイス（良質な選択）・チャレンジ（探究と挑戦）・クリーン（環境の清浄）～

本日、令和6年第1回幸田町議会定例会開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症により、感染拡大及び予防対策を最優先とする中、日本経済は失われた3年を経過しました。依然としてウクライナ及び中東情勢に起因する物価高騰が続く、かつ令和6年1月能登半島地震により経済に与える影響が懸念される状況ではありますが、国内の景気は雇用や所得環境が改善する中で緩やかに回復が続くことが期待されています。そのような中、幸田町ができることは、限りある時間と資源から有用性のある施策を選択し、尽きることのない探求心を持って挑戦していくことだと考えます。

また幸田町ではSDGsに関する取組として、令和4年2月24日に2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする「幸田町ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた取組を推進してきましたが新年度は町村合併70周年に併せ、SDGsの達成に取り組む都市である「SDGs未来都市」に選定されるべく、環境の清浄をテーマにクリーンな幸田町を目指し、取り組んでいきます。

令和6年度当初予算は、元気に希望を取り戻すことをテーマに掲げて編成しました。一般会計の予算規模は207億1,000万円であり、過去最大であります。税収につきましては町を支える要の財源として、対前年度1.1%増となる88億5,050万円を見込んでおります。歳出におきましては、町村合併70周年を迎える幸田町において、生活応援チケットをお届けし、コンサートや講演会、映画制作などを行うことで、人々の心に充足感がもたらされるよう取り組みます。

一方で「もしも」の事態に対応するべく、避難所指定されている中学校体育館空調設置工事や移動型バリアフリートイレ整備など「備え」も前年度と同様に進めます。これら多方向に向けられた政策に「チョイス（良質な選択）・チャレンジ（探求と挑戦）・

クリーン（環境の清浄）」と表し、迅速かつ積極的に、誠実さをもって取り組んでまいります。

ここで、新年度の予算の概要について、触れさせていただきます。

令和6年度当初予算案の概要

1 予算の規模

令和6年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて31億3,250万円となり、前年度に対し11億3,769万円、3.8%増となっております。

一般会計は、総額207億1,000万円（対前年度3.2%増）といたしましたが、その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、公共用地先行取得事業において、令和5年度に計上しておりました坂崎運動場駐車場用地及び消防施設整備事業用地の先行取得の完了に伴う事業費の減などにより、総額1億3,887万円（同49.8%減）といたしました。

国民健康保険特別会計につきましては、被保険者数の減少見込みに伴う保険給付費の減を見込み、総額32億5,527万円（同1.1%減）といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額6億7,687万円（同6.3%増）といたしました。

介護保険特別会計につきましては、被保険者数、介護サービス見込み量等の推計により、総額25億5,971万円（同6.7%増）といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、公営企業会計への移行により皆減といたしました。

水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては8億2,919万円（同3.2%増）、また、資本的支出にあつては水道施設の更新工事を主なものとして、5億9,313万円（同25.5%減）といたしました。

最後に、下水道事業会計につきましては、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行により、収益的支出にあつては維持管理費の増加を見込み16億3,791万円（同114.4%増）、資本的支出にあつては農業集落排水施設の公共下水道接続管路整備、企業債償還金を主なものとして、7億3,158万円（同24.2%増）といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度9,630万円増（同1.1%増）の88億5,050万円といたしました。

その内訳としましては、個人町民税につきましては、定額減税における減収を見込み、対前年度2,920万円減（同1.1%減）とし、また、法人町民税につきましては、自動車関連企業の業績状況等から、対前年度6,000万円増（同10.1%増）としまして、町民税の総額を対前年度3,080万円増（同1.0%増）の31億8,520万円といたしました。

固定資産税につきましては、土地分は路線価の上昇による増収、家屋分は評価替えに

伴う減価による減収、償却資産分は企業の積極的な設備投資による増収を見込み、固定資産税の総額を、対前年度5,400万円増（同1.1%増）の49億4,500万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割ともに実績を踏まえ対前年度200万円増（同1.6%増）の1億2,650万円といたしました。

たばこ税につきましては、販売本数の増加を見込み、対前年度900万円増（同3.4%増）の2億7,000万円とし、入湯税につきましては、実績を踏まえ、対前年度20万円減（同8.7%減）の210万円といたしました。

都市計画税につきましては、土地分におきまして路線価の上昇による増収により、対前年度70万円増（同0.2%増）の3億2,170万円といたしました。

地方譲与税につきましては、令和5年度の実績を踏まえ、対前年度1,680万円増（同11.8%増）の1億5,860万円といたしました。

利子割交付金につきましては、預貯金利子などの増加が見込まれており、対前年度80万円増（同38.1%増）の290万円といたしました。配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度200万円増（同4.9%増）の4,300万円とし、株式等譲渡所得割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の3,800万円といたしました。

法人事業税交付金につきましては、県の交付見込額等を踏まえ、対前年度2,500万円増（同19.2%増）の1億5,500万円といたしました。地方消費税交付金につきましては、県の交付見込額等を踏まえ、対前年度500万円減（同0.5%減）の10億2,500万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者数の減少を見込み対前年度100万円減（同5.6%減）の1,700万円とし、自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性のあることから、科目維持としております。これに代わり同年10月に創設された環境性能割交付金につきましては実績を踏まえ、対前年度200万円増（同7.7%増）の2,800万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、個人住民税減収補填特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でありまして、令和6年度は個人町民税において、定額減税における減額に伴う補填分があり、対前年度2億710万円増（同245.7%増）の2億9,140万1,000円といたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度100万円減（同20.0%減）の400万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、対前年度41万円減（同0.6%減）の6,767万3,000円とし、また使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料や放課後児童健全育成手数料などを見込み、前年度とほぼ同額となる2億2,287万2,000円といたしました。

国庫支出金につきましては、児童手当負担金6億5,221万5,000円、障害福祉サービス費等負担金3億2,811万9,000円、社会資本整備総合交付金が総額で1億4,339万円、公立学校施設整備費国庫負担金5,168万5,000円、出産・子育て応援交付金2,406万5,000円などがありますが、新型コロナウイルスワクチン接種関係の減があり対前年度1億2,939万4,000円減（同6.2%減）の19億5,591万8,000円とし、県支出金につきましては、障害福祉サービス費等負担金1億6,405万9,000円、児童手当負担金1億4,264万1,000円などがありまして、総額では対前年度9,479万9,000円増（同8.5%増）の12億600万6,000円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なものでありますが、令和5年度に計上していました菱池遊水地地内の町有地の愛知県への売払収入が皆減となったことなどにより、対前年度5,260万7,000円減（同79.3%減）の1,371万6,000円といたしました。

寄附金につきましては、主となる、ふるさと寄附金を、前年度と同額の30億円と見込み、総額30億15万6,000円といたしました。

繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金12億1,108万円、教育施設整備基金4億7,680万円、福祉施設整備基金6,000万円、新型コロナウイルス感染症対策基金6,700万1,000円の繰入れを行い、対前年度1億7,444万8,000円増（同10.6%増）の総額18億1,501万8,000円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、各中学校の体育館空調設置工事に係る災害バルク等の導入補助金を1億円として見込み、対前年度1億4,703万4,000円増（同24.2%増）の7億5,553万8,000円といたしました。

町債につきましては、庁舎外構整備事業に2,800万円、六栗ゲートボール場テント上屋整備事業に3,700万円、芝生広場整備事業に3,000万円、県営防災ダム事業に1,840万円、県営たん水防除事業に7,670万円、道路改築事業に1億6,490万円、橋梁改修事業に4,500万円、交通安全施設整備事業に1,620万円、幸田中央公園整備事業に1,050万円、消防用自動車整備事業に2,100万円、深溝小学校校舎増築事業に1億3,720万円、中学校体育館空調整備事業に1億4,980万円、中央公民館車庫兼倉庫整備事業に2,500万円の起債を行い、対前年度6,310万円増（同9.1%増）の総額7億5,970万円といたしました。

3 一般会計歳出

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、会計年度任用職員に対する期末手当支給等に伴う人件費の増加や障がい者福祉等に係る扶助費が増加したことなどによりまして、対前年度6億5,068万6,000円増（同8.1%増）の総額87億3,287万2,000円といたしました。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、対前年度3億6,850万3,000円減（同13.4%減）の総額23億7,882万円であります。普通建

設事業の主なものとしたしましては、中学校体育館空調設置工事、深溝小学校校舎増築工事、南部中学校内部改修工事、道路新設改良事業（町道芦谷1号線ほか）などであります。

物件費・維持補修費・補助費等その他の経費の合計は、対前年度3億5,781万7,000円増（同3.9%増）の総額95億6,830万8,000円であります。主なものとしたしましては、物件費につきましては、ふるさと寄附業務及び町村合併70周年記念生活応援チケット発行事業運営業務に係る委託料はじめ各種事務委託料や物品の購入経費、維持補修費につきましては、小中学校や各種公共施設の修繕費、補助費等につきましては、産業活性化プロジェクト事業補助金、各種団体等への補助金や負担金、そのほかに特別会計への繰出金などであります。

以上が、令和6年度一般会計予算の概要であります。

施政方針

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

元日に発生した令和6年能登半島地震。震災によって亡くなられた全ての方々の御冥福を心からお祈りします。また、被害に見舞われ、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げます。能登半島地域皆様の安全と一日でも早く平穏な生活に戻れますことを心よりお祈り申し上げます。

本町としましても、災害時相互応援協定を締結しております石川県内灘町への職員派遣、物資の供給など被災地の支援に取り組んでまいりました。被災された方々が日常生活を取り戻すにはまだ時間がかかりますが、今後も幸田町一体となって被災者に寄り添い、生活をしっかり支えていく取組を続けてまいります。

さて、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症も5類感染症へ移行し、私たちの生活も日常を取り戻しつつあります。しかし海外情勢による物価高騰は依然として続いています。そのような中、国内経済に目を向けると30年ぶりの高い水準となった賃上げ、設備投資、株価において明るい兆しが随所に出てきています。

令和6年度は、3年間もの滞った日常を過ごしてきた町民の皆様が、元気に希望を取り戻すため、積極的に各種事業を展開してまいります。一般会計の予算規模は過去最大の207億1,000万円といたしました。税収は町を支える要の財源として堅調な収入を見込んでおります。近年の重要な財源である、ふるさと寄附金につきましては、新たな事業者や新たなお礼の品を開拓し、引き続き効果的な事業達成を推進してまいります。

歳出におきましては、令和6年8月1日に幸田町が豊坂村と合併してから70周年を迎えるにあたり、町内の皆様と祝い、魅力的な幸田町を町内外へ発信できるよう、生活応援チケットの発行など記念事業を進めます。また避難所指定されている中学校体育館空調設置工事や各分野のデジタル推進などを実施してまいります。

本町のまちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、将来像として掲げた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様と一緒に、「元気に希望を取り戻す～チョイス（良質な選択）・チャレンジ（探求と挑戦）・クリーン（環境の清浄）～」の決意をもって、事業の推進をしてまいりたいと考えております。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしをまもるぞ

安全・安心施策につきましては、近年、全国各地で発生している大規模災害を教訓に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。安全テラスセンター24を始めとした、24時間、まちの安全・安心を見守る体制を推進し、防災・減災の啓発・普及活動、防災教育等を通じて、災害に強いひとづくりに努めてまいります。

主要な事業として、子どもたちが防災について学び、実践する場として、中日新聞が主催する中日サバイバルキャンプを幸田町内で開催することにより、災害に役立つ知識や技術を楽しみながら身に着けるとともに、親子で災害について考えていただく機会を提供し、家庭における防災対策の推進を図ります。さらに、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全施策につきましては、地域や企業の皆さんの協力を得て、四季の交通安全運動とともに、歩行者と運転手の交通マナー向上を目指し、「止まってくれて、ありがとう！」をスローガンに掲げ、交通安全啓発活動を展開してまいります。近年多発する自転車での交通事故に対しては、ヘルメット購入費補助制度を継続し、補助対象を全年齢に拡大して事故防止と被害軽減を図ります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検を引き続き実施し、子どもたちの安全の確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察、地域、学校、防犯ボランティア等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果を期待できることから、迅速に整備を進めてまいりました。今後は、各区の要望や実情に応じて設置してまいります。また、全国的に多発している特殊詐欺被害に対し、電話機への特殊詐欺対策装置の普及を目的とした補助金制度を継続するなど、高齢者を狙った特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットやSNSの普及による多岐に渡る消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発に努めてまいります。

将来人口5万人を見据えたまちづくりを進めていくとともに、三ヶ根駅のバリアフリー化の推進及び三ヶ根駅周辺のまちづくりを引き続き調査・研究してまいります。

便利で快適な生活をする上で、道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本であります。

道路整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を実施するとともに、橋梁点検を引き続き実施し、適正な橋梁の管理に努めてまいります。また、愛知県が実施する拾石川と広田川の改修及び菱池遊水地事業等の推進を図り、河川の安全性の向上に努めてまいります。

公共交通対策につきましては、都市交通マスタープランや令和5年度に地域公共交通会議にて策定中の地域公共交通計画に基づき、町民の重要な交通手段として、コミュニ

ティバス（えこたんバス）、「藤田医科大学岡崎医療センター」への藤田乗合直行タクシー、地域から町内の各施設へ気軽に出かけられるようにするためのデマンド型交通（乗合タクシー）チョイソコこうたに加え、タクシーの公共交通としての役割等も踏まえ、総合的な再編に向けて検討してまいります。また、自動走行やAI、IoT等の新技術の活用についても検討を継続してまいります。誰もが気軽に利用できる移動手段の確保とその持続について検討するとともに、利用サービスの向上に努めてまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、幸田中央公園の再整備、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

幸田北部地区における住宅開発地検討事業につきましては、地域活力維持に向けた人口維持・増加のための、北部地区の土地利用検討を進めてまいります。

土地区画整理事業につきましては、新規地区である荻谷地区の事業化を進めてまいります。

安全安心なまちづくりと住環境の整備を進める上で、上下水道は、町民の日常生活に密着した重要度の高いインフラであります。

上水道につきましては、配水管等の水道施設の老朽化に対して、中長期的な計画に基づいた整備・更新を着実に進め、安全、強靱、持続可能な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、良好な住環境を保全し続けるため、健全で持続可能な下水道経営を目指し、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水を公共下水道に接続する事業にも取り組んでまいります。

農業や地域の安全を守る防災・減災事業として、排水機場の更新や、ため池の耐震改修を県営土地改良事業により進めてまいります。

消防・救急体制につきましては、近年の多様な災害に対して、早期発見や状況調査に有効な災害用ドローンを導入し、引き続き運用可能な人材の育成を行ってまいります。併せて、消防整備基本計画に基づく消防車両等の整備と安全運転管理や近年の少子高齢化等の影響を受け増加著しい救急出場に対処するために、消防本部の人員体制の強化と救急救命士を始め各種専門教育の実施により質の高い現場活動を継続してまいります。増加傾向にある火災に対しましては、火災予防運動の推進強化及び署員の火災戦闘能力の向上に努めてまいります。また、災害活動が長時間に渡るケースも増えていることから、消防職団員等への負担を軽減するため、移動型バリアフリートイレの導入を進めてまいります。

歴史ある幸田町消防団につきましては、消火活動の練度を上げ、応急手当に関しましても講習会や訓練を通じて知識と技術を高め、地域防災力の向上に努めてまいります。消防団員の処遇改善につきましては、詰所のトイレ洋式化と女性用トイレの設置並びに空調設備の更新を継続し、男女ともに活動できる詰所の環境整備を進めてまいります。また、消防団員の家族の皆様の日頃の消防団活動への御理解と御協力に感謝し慰労するため、従前の消防団員家族報償に加え、町村合併70周年の記念報償を行ってまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

地球温暖化やSDGsの目標達成、循環型社会の構築などは地球全体の課題であると同時に、地域全体で取り組まなければならない喫緊の課題でもあります。これらの課題の解決のためには、住民である私たち一人一人の行動変容が求められています。

昨年3月に策定された「第2次幸田町環境基本計画」の目標達成に向けて「私がつくる四季とふれあう美しいまち」をスローガンに本町における環境の保全と創造に関する施策を積極的に展開してまいります。

地球温暖化対策としましては、2050年までにカーボンニュートラルを目指すという国の方針のもと、本町においても2050年を目途に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「幸田町ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

具体的な取組としましては、一般家庭向けの新エネルギーシステム導入に対する補助と環境にやさしい次世代自動車の導入に対する補助の拡充を図ります。また、公共施設における再生可能エネルギーを最大限に活用するためのポテンシャル調査を実施し、公共施設への太陽光発電設備の設置に向けた基礎資料を整備し、本町の実情に応じた計画的な再生可能エネルギーの導入につなげてまいります。

不法投棄対策としましては、ごみステーションにおける不適切排出や林道等の不法投棄の抑止のため、クリーンパトロール活動の強化、ごみ出しマナー向上カメラの設置、ごみ出しルールの徹底などに努めてまいります。

ごみ問題への対応につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」の改定に併せて「食品ロス削減推進計画」を策定したことから、フードドライブを始めとした食品ロス削減のための取組を充実させながら、今後もさらなるごみの減量化・資源化を推進します。ペットボトル及びマットレスの水平リサイクルを広く進め、質の高いリサイクルによる循環型社会の形成を推進してまいります。岡崎、西尾、幸田の2市1町で協議を進めております広域ごみ処理施設の建設につきましては、両市と引き続き連携し、令和12年度の供用開始を目標に進めてまいります。また、本町におけるSDGs推進のための取組として、環境学習の充実を図るとともに、SDGsあいちEXPOへの出展や、シンポジウムの開催など、SDGsの目標達成に向けた機運を醸成するための普及啓発と情報発信に取り組んでまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化に加え、近年の資材費等の高騰により厳しい状況が依然として続いております。そのような中でも、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるよう支援を行ってまいります。

近年の農地関連法の改正に伴い、農地に対する意識や考え方も変化しております。それに伴い、将来を見据えた土地利用や整備についても検討してまいります。また、農業経営基盤強化促進法による農地集積や、農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用、荒廃農地の防止を支援してまいります。さらに、新規就農者支援や担い手育成についても、町・JA・地域等が一体となって農業振興を推進してまいります。また、特産なす産地支援事業として、特産である、なすの産地活性化のために必要な支援を行うとともに、特産筆柿産地支援事業として非農家への筆柿栽培体験活動も引き続き実施してまいります。

特産物の販売促進につきましては、食育・地産地消事業を推進するとともに、産業まつりなどのイベントにおける、特産物の宣伝やPRの実施、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に努めてまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」につきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、町内外から地域振興施設を訪れる方々に、四季を通じて出荷される地域の特産農作物や加工品を提供してまいります。また、情報発信の拠点施設として、地域の文化、歴史、名所や特産物等、幅広い分野で本町の魅力を発信していくとともに、利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供し、災害時には防災機能を発揮できる施設としての取組も行ってまいります。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を地域組織の協力を得て実施してまいります。また、農作物被害を防止するための個々の侵入防止対策補助やイノシシ等の捕獲等の事業につきましても引き続き粘り強く実施してまいります。

畜産振興につきましては、CSF（豚熱）を始めとした家畜伝染病に対する防疫体制整備等、各種事業の実施に努めてまいります。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するための地域活動や施設等の長寿命化を図る対策として、多面的機能支払交付金制度を引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進めるとともに、森林サービス産業により健康、教育等といった多様な分野で本町の豊かな自然環境資源を生かした新たな産業を生み出すことが期待できるものとして、地域交流や健康づくりなど、町民が健康的で幸福味の味わえる拠点と成り得る里山づくりを進めてまいります。

商工振興につきましては、金融機関への小規模企業等振興資金の預託や中小企業等への信用保証料補助を継続してまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援するとともに、中小企業への新たな支援についても実施してまいります。

地元商工業者の活性化の推進につきましては、特産物を活用し開発したグルメ新メニューの商品化や販路拡大等を支援し、各種イベントでの出展PR等に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格高騰や食料品、原材料等の物価上昇により影響を受けた町民の家計を支援するとともに、地域経済の活性化に寄与するため、本町に住所を有する全町民に対し、1人当たり3,000円分の生活応援チケットを給付してまいります。

観光につきましては、幸田町の自然豊かな環境、その自然を生かした観光イベントの宣伝等に努めてまいります。また、本町のさらなる知名度アップや誘客の向上を目的として、ロケツーリズム事業を推進し、ドラマや映画のロケ誘致等に取り組み、同時におもてなしロケ弁を始め、地元の特産物を活用した幸田町PR活動についても、積極的に取り組んでまいります。加えて、町村合併70周年の節目の年となることから、各種記念事業を実施し、さらなる町の認知度向上・シビックプライドの醸成を図ってまいります。

企業立地につきましては、幸田ものづくり研究センターで実施しているサイエンスコミュニティ事業やデジタル推進事業等を通じて、ものづくり人材の育成を進めてまいります。また、令和8年度完了予定となっている幸田須美地区工業団地造成事業を、引き続き愛知県企業庁と進めるとともに、新たな工業団地の開発を推進し積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。そのほか、拡大工業地区における民間開発事業においても、迅速に企業立地が進むよう、積極的に支援を行ってまいります。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、第2期総合戦略のもと、スローガンである『幸田町の体力（産業力）増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け取り組んでまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

予防接種事業につきましては、子ども、高齢者の定期予防接種を推進するとともに、任意接種であるおたふくかぜ予防接種第1期（1歳から2歳まで）の助成に加え、新たに就学前1年間に接種する第2期の予防接種の助成を開始してまいります。また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、特例臨時接種から重症化予防を目的に定期接種として実施してまいります。

救急医療対策につきましては、医療圏の救急医療体制の充実のため、関係機関との連携を強化してまいります。

健康の町推進事業につきましては、「第2次健康こうた21計画」最終評価を踏まえ「第3次健康こうた21計画」を策定し、引き続き町民の健康寿命の延伸に向け取り組んでまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、受診率向上のため、受診勧奨に力を入れ、働き盛り世代への健康の保持・増進に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、母子健康手帳の交付を始め、妊産婦健診・乳幼児健診、各種相談、訪問事業を継続してまいります。また安心して出産・子育てができるよう、伴走型支援と経済的支援を行う「出産・子育て応援事業」の充実を図り実施してまいります。

保健センター管理運営事業につきましては、建設から39年経過していることから、外壁等改修工事実施設計業務を行ってまいります。

児童福祉につきましては、令和2年度から5年間の本町の取組や施策を定めた「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子どもや子育てに関わるサービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。その一つといたしまして、子育て世帯の家事に係る負担軽減を図るため、引き続き子育て応援・家事サポート事業を進めてまいります。

保育所につきましては、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、町立保育園、認定こども園、幼稚園等の給食主食費無償化を継続して進めてまいります。また坂崎保育園の大規模改修工事を行うことにより施設の長寿命化を図りますとともに、全園で実施してまいりました外国人事務補助員派遣業務も引き続き実施し、保育園での生活の中で子

どもたちに外国人と触れ合う機会を提供しつつ、保育士の業務軽減を図ってまいります。

放課後児童クラブにつきましては、長期休業期間中の開所時間を早めます。また、1月28日と1月4日を開所することにより、子育て支援を充実してまいります。

児童手当につきましては、次代を担う全ての子どもの育ちを支える、基礎的な経済支援としての位置づけを明確にするために、所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間を延長、第3子以降3万円に増額、の拡充をしてまいります。

子ども会活動につきましては、町村合併70周年事業として、実業団女子ソフトボールチームを招待し、技術指導等の交流をしてまいります。

障がい者及び障がい児福祉につきましては、その人の持つ能力や適性に応じ、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で元気に暮らすことができることを将来目標像として、第5次幸田町障がい者計画、第7期幸田町障がい福祉計画及び第3期幸田町障がい児福祉計画を策定しました。計画に基づき、福祉サービスの充実を図ってまいります。

発達に心配のある子に対しましては、相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に努めてまいります。

障がい者の就労につきましては、農業分野での就労を通じ、自信や生きがいを持って社会参画ができるよう、農福連携を推進してまいります。

聴覚・言語等の障がいの方に対しましては、手話言語条例制定に伴い、手話が言語であることについて、周知に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを地域介護の中核拠点として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、町内3か所の地域包括支援センターが様々な支援を行うことにより、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築及び深化に向けた事業展開の充実を図ってまいります。また、認知症高齢者の早期診断・早期対応、賠償責任リスクに備えた支援体制の活用を進めるとともに、見守りネットワークの協力事業者や地域住民に加え、冷蔵庫の開閉を感知するセンサーの設置等、見守り事業の強化に努めてまいります。在宅高齢者の外出支援タクシー利用券のデジタル化に向けた実証調査を継続して行い、さらなる利便性の向上に努めてまいります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施し、保健・医療・介護を連携させ、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指してまいります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業につきましては、町の地域包括ケアシステムの基盤を整備し、地域共生社会の推進につなげるため、介護老人保健施設の誘致とともに、重層的支援体制整備に伴う地域生活支援拠点整備等の充実を図るため「愛厚藤川の里」の移転整備を推進してまいります。

大草広野地区におきましては、高齢者・障がい者福祉、子どもの発達支援など、総合的な福祉施策の推進を目指し、引き続き、福祉施策推進構想用地の取得を計画します。

幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを活用し、働きたい、活躍したい高齢者の方々のニーズ調査と、知識や技術等のスキルアップの機会を設け、企業や地域とのマッチング、活躍できる場づくりなど、高齢者の方々が地域や社会とつながり生き

がいを持って活躍できるまちを目指すとともに、就労やボランティア活動等を通して「社会とのつながりを切らさない暮らし・働き」や「高齢者の健康維持・介護予防としての健康づくり」によって生涯活躍ができるウェルビーイングのまちづくりを目指します。

福祉医療につきましては、高校生世代までの子ども、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう！こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、「心身ともに健やかな子どもたちの育成」を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、授業担当教員及び介助補助職員などを配置し、子どもたちへの学習支援の充実を図るとともに、スクールサポートスタッフ、教員補助員などの配置及び休日における中学校部活動の地域連携に向けた部活動外部指導員の配置を進め、教員への支援を図り、きめ細やかな対応に努めてまいります。

経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する就学援助制度と、障がいのある児童生徒に対する、特別支援教育就学奨励制度では、給食費、学用品費、オンライン学習通信費、修学旅行費及び中学生の部活動費等を支給することで、本町の子どもへの就学援助をさらに進めてまいります。

近年、全国的にも本町においても不登校傾向にある子どもたちが増加しており、家庭環境問題に対し子どもたちや保護者を支えるため、スクールソーシャルワーカーの活用や教育相談室の充実を図り、子どもの居場所づくりにも努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、学校長寿命化計画に基づき計画的に維持補修を行っていくとともに、体育館トイレ等の洋式化及び3中学校の体育館への空調設備の設置を進めてまいります。

また、児童数増加及び35人学級への対応といたしまして、深溝小学校は令和5年度から引き続き校舎増築整備を進め、南部中学校は内部改修工事を行ってまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心掛け、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図り、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

本町を代表するイベントであります夏の「こうた夏まつり」や、冬の「こうた凧揚げまつり」などのライフサイクル事業を中心に「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」を推進し、人と人とのつながり・親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に

努めてまいります。また、国史跡島原藩主深溝松平家墓所の保存・整備を引き続き計画的に進めるとともに、他市町との交流を深める取組を通して、歴史と文化の交流を継続してまいります。

文化の中心拠点となっているハピネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を始めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの人が文化芸術にふれることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に、本町の象徴的な施設ともいえる町民会館及び図書館につきましては、開館から25年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、各所施設の長寿命化を図るための改修工事に、引き続き計画的に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、町民がスポーツを通して地域の絆を深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。幸田町民プール、運動場その他の社会体育施設につきましては、利用者が安全安心にスポーツができる環境整備に努めてまいります。

ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの支援を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来に渡り持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源の中で施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果をあげられるよう取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画により進めてまいります。将来を見据えた事業は、時機を逸することなく、かつ、確実に実行することが重要であるため、各事業の実施に当たっては、補助金その他の財源の積極的な確保に努めてまいります。特に、ふるさと納税につきましては、幸田の魅力発信との相乗による効果的な事業達成を推進してまいります。基金の繰入れや起債の扱いにつきましては、後年度負担を慎重に検討した上で、計画的に運用してまいります。

公共施設の管理運営におきましては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来に渡る財政負担の軽減を図るため、借地の解消に鋭意取り組んでまいります。また、役場庁舎のさらなる利便性の確保のため、庁舎外構整備工事等に取り組みつつ、引き続きバリアフリーや感染症対策にも配慮して、安心して快適に御利用いただける庁舎環境の整備を図ってまいります。公用自動車におきましては、「幸田町ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、財政状況や更新基準を照らし合わせ、環境に優しい公用自動車の計画的な更新に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、令和5年度に策定中の第3次男女共同参画推進プランに基づき、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めてまいります。

地域活動の推進につきましては、地域のコミュニティ活動の充実を図るため、各区の活動費及び活動の拠点となる施設の維持・修繕等に対する補助を引き続き行っていきます。

多文化共生の推進につきましては、多文化共生拠点施設を活用し、多言語対応のほか、やさしい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

また、姉妹都市の島原市との友好交流の推進をするとともに、令和2年度に締結いたしました三河町村広域交流協定に基づき東三河3町村との交流、連携を進め、町内外に本町の魅力を発信するプロモーション活動に取り組んでまいります。

情報発信と管理、住民の行政手続きなどにつきましては、新型コロナウイルス対応において、地方自治体のデジタル化に対して様々な課題が明らかになったことから、デジタル化に対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタルを活用し、変革していくDXが求められています。国が発出した「自治体DX推進計画」や令和5年度に策定した本町のDXを推進していくための方針である「DX推進方針」に基づき「町民の暮らしのためのDX」、「地域の課題解決と経済活性化のためのDX」、「持続可能な行政運営のためのDX」の3つの柱を中心に、本町のデジタル化を推進していきます。また議会運営においてもペーパーレス化に向けて、タブレット端末及び会議システムを導入してまいります。

DXを推進することにより業務改善を着実に推進し、町民の利便性向上や職員の働き方改革につなげることを確保するとともに、強固なセキュリティ対策に取り組んでまいります。

住民窓口サービスにつきましては、ワンストップサービスの実施により役場での滞在時間の短縮に努めておりますが、役場に赴かなくても手軽に住民票等の証明書を取得できるコンビニ交付サービスなどを含めて町民の利便性の向上を図ってまいります。

効率的で健全な行財政につきましては、第13次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努め、行政手続のオンライン化を推進してまいります。組織体制につきましては、重点施策に対して適正な人員配置を優先しつつ、職員の健康に配慮するよう努めます。また、多種多様化する行政需要に対処するため、国・県等へ職員を派遣するとともに、研修事業を充実させ、職員の資質向上を図ります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。町村合併70周年から未来へつなぐまちづくりを進め、元気に希望を取り戻すため、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案いたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決賜りますようお願い申し上げます、令和6年度の予算の大要と施政方針といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時21分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5

○議長（藤江 徹君） 日程第5、第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書1ページをお開きください。

第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、現在、教育委員会の委員の1人として任命をしております伊藤秀雄委員が、令和6年3月31日をもって任期満了になることに伴い、その後任の委員を任命する必要があるからであります。

議案書2ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございますが、佐野康晴氏63歳を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

任期は、令和6年4月1日から4年間です。

佐野氏につきましては、長きにわたり小中学校教諭として教育に専念され、令和2年に退職されました。令和5年4月からは区長として地域に貢献し、積極的に取り組んでおられます。お人柄も高潔にして温厚であり、小中学校教諭という職業柄、教育についても深い見識をお持ちであり、本町の学校教育、生涯学習、そして子育て支援について忌憚のない御意見をいただき、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

以上、人事案件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答

弁をお願いします。

第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についての質疑を許します。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 質疑はありませんので、以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。
ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。
したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから、ただいま議題となっております第1号議案について討論に入ります。
まず、原案反対者の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成者の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これから、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
第1号議案 幸田町教育委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時29分

○議長(藤江 徹君) ただいま同意されました教育委員から御挨拶をいただきます。
入室を許可します。

(教育委員 入室)

○議長(藤江 徹君) それでは、ただいまから、任命の同意がされました教育委員から御

挨拶をいただきます。

〔教育委員 佐野康晴氏 登壇〕

○教育委員（佐野康晴氏） 失礼します。ただいま、幸田町教育委員の任命につきまして御同意いただきました佐野康晴でございます。

先ほど紹介がありましたように、4年前まで幸田町の教員として学校現場を経験してまいりました。また、本年度は、区長として地域と学校をつなぐ、そういう活動をいろいろ行ってまいりました。それらの経験がどれほど役に立つのかは分かりませんが、教育委員という職責の重さを肝に銘じ、大好きなこの町のために、また、子どもたちのために尽力してまいりたいと思っております。

幸田町議会議員の皆様をはじめ関係各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育委員 佐野康晴氏 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ありがとうございます。

それでは、退出をお願いします。

（教育委員 退室）

再開 午前10時29分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（藤江 徹君） 日程第6、第2号議案及び第18号議案から第21号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案、第2号議案及び補正予算関係第18号議案から第21号議案までの5件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

第2号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、3ページから6ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、戸籍関係書類の添付を求めている行政手続について、行政機関に対する当該添付の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料の金額を、それぞれ400円と700円とすること、及び本籍地以外で戸籍謄本等の取得ができる広域交付等の改正に伴う所要の規定の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和6年3月1日であります。

なお、本議案につきましては、第10号議案も同様に幸田町手数料徴収条例の一部改正を行うものであり、改正理由となる政令を同じくするものであります。本議案につ

きましては、国の施策の都合上、施行期日を近日となる3月1日とする必要があることから、別々の議案として提出をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、第2号議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。補正予算関係につきましては、第18号議案から第21号議案までの4件であります。

初めに、第18号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。議案関係資料は、43ページから57ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,143万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億9,089万円とするものであります。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、8ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正のとおり、全9事業につきまして繰越明許費の追加をお願いするものであります。

初めに、15款総務費、戸籍情報システム改修事業であります。この事業は、国庫支出金であります社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受けて実施するものであります。本年度は、戸籍への氏名の振り仮名を追加する機能を整備するように調整を進めてまいりました。しかしながら、国庫補助金の交付を受ける上での国からの仕様提示に度々の変更が生じたことで、補助金の交付決定通知と事業の着手が後ろ倒しとなり年度内の事業完了が見込めなくなったことから、321万2,000円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修事業であります。先ほどの事業と同様、国庫支出金であります社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受けて、マイナンバーカード等への氏名の振り仮名表記等を実現するために必要な機能を整備するものであります。こちらも同様に、国からの仕様提示に度々の変更が生じたことで、補助金の交付決定通知と事業の着手が後ろ倒しとなり年度内の事業完了が見込めなくなったことから、1,251万8,000円を限度額として繰越しを行うものであります。

20款民生費につきましては、初めに物価高騰対応重点支援事業であります。この事業は、国の令和5年度一般会計、原油価格物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用によりまして、国庫支出金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付を受けて実施するものであります。事業の概要としましては、低所得者の支援及び定額減税を補足する給付を行うものでありまして、令和5年度の住民税非課税世帯等の低所得者世帯において、扶養されている18歳以下の児童1人につき5万円を、令和6年度に住民税非課税世帯等となる世帯1世帯につき10万円を、また令和6年度において実施されます定額減税を十分に受けられない方への調整給付をそれぞれ給付する

ものであります。この事業につきましては、給付時期を令和6年度に見込みますことから、2億9,864万3,000円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、長嶺北部地区福祉医療ゾーン造成実施設計事業であります。この事業は、長嶺北部地区福祉医療ゾーンの造成工事に向けまして、その実施設計図書を備えるものとして取り組むものであります。市街化調整区域での開発行為となりますことから、愛知県との協議により着実に事業を進めてまいりましたが、協議の過程において、新設町道と区域北側道路との接続について助言をいただくところとなり、作成済みの基本計画を変更する必要が生ずるところとなりました。これにより、関係機関との調整、協議に不測の時間を要しており、年度内の事業完了が見込めなくなったことから、3,784万円を限度額として繰越しを行うものであります。

25款衛生費、新型コロナウイルス予防接種事業であります。新型コロナウイルス感染症は5類感染症へと移行しまして、令和6年度からのワクチン接種につきましては、季節性インフルエンザの定期接種と同様のB類疾病の定期接種として実施されることが予定されています。これに伴いまして、国によるこれまでの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は令和5年度で終了することとなりますが、ワクチン接種に使用しました注射針やワクチン不要物品等の廃棄事務、また、3月接種者に係る各種支払い事務等につきましては、やむを得ず令和6年度中に行わざるを得ないこととなることから、これらに要する経費147万円を限度額として繰越しを行うものであります。

45款土木費につきまして、初めに、幸田駅アクセス歩道整備事業であります。この事業は、幸田六栗土地地区画整理事業により形成されました住宅地と幸田駅等を結ぶアクセス道路の歩道整備に取り組むものであります。この事業につきましては、本年度、測量調査を手がけて進めてまいりましたが、現地調査において、公図の不突合が判明したことによりまして、その整理に不測の時間を要したこと、また、事業地がJR東海道本線及び東海道新幹線と隣接することにより必要とされますJRとの協議に時間を要しておりまして、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、900万円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、菱池遊水地上部利用基本構想事業であります。この事業は、菱池遊水地の上部利用につきまして、幸田町の利用に係る基本構想を作成するものとして取り組むものでありますが、これに並行して、当地での太陽光発電施設の整備を目指して、愛知県で検討が進められています矢作川カーボンニュートラルプロジェクトの推進に時間を要す状況が生じていることが確認されました。本町が作成を目指す基本構想には、遊水地の全体計画を踏まえることが必須であり、県の状況により年度内の完了が見込めなくなりましたことから、473万円を限度額として繰越しを行うものであります。

50款消防費、消防用自動車整備事業につきましては、本年度取得後16年を経過しておりました資機材搬送車の更新を計画したものであります。資機材搬送車は、水難災害や漏油災害等で活用する資機材を搬送するための車両でありまして、この財産の取得につきましては、去る令和5年6月定例会でお認めいただき、直ちに契約を締結して進めてまいりましたが、この間、トラック車両の安全基準の見直しによる法改正があり、トラック製造業界に生じた不正問題による業界全体の生産力の低下や昨今の半導体不足

等による資材調達の困難な状況の影響を受けまして、年度内の車両納入が見込めなくなりましたことから、1,158万円を限度額として繰越しを行うものであります。

60款災害復旧費、道路災害復旧事業につきましては、令和5年6月に発生しました台風第2号の大雨の影響により崩落がありました町道逆川深溝2号線の復旧工事を行うものであります。この被災地につきましては、愛知県の管理河川である二級河川拾石川沿いに位置しますところ、当該河川につきましても護岸の崩壊等の被害が発生しており、道路の復旧工事を行うためには、この河川の護岸復旧が前提となる状況でありましたことから、復旧工事の施行に当たりましては愛知県との協議を進めてきたところでありませぬ。このほど愛知県におきまして、この護岸復旧事業を翌年度に繰り越して実施する意向が確認され、これにより年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、350万円を限度額として繰越しを行うものであります。

続いて、第3条、地方債の補正につきましては、9ページを御覧ください。

第3表 地方債補正のとおり、地方債の追加及び変更を行うものであります。

初めに、農林業施設災害復旧事業費380万円及び公共土木施設災害復旧事業900万円をそれぞれ追加するものであります。これら地方債の補正につきまして、いずれも令和5年6月に発生しました台風2号により受けました甚大な被害に対する復旧経費の財源としまして、国庫支出金をはじめとする国の財政措置に基づき町債を確保するものであります。

次に、県営防災ダム事業につきましては、愛知県が事業主体として実施する農業用ため池の耐震化対策工事等について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものであります。事業完了の見込みに伴いまして、当初予算で2,360万円としておりました限度額から510万円を減額し、限度額を1,850万円とする地方債として変更するものであります。

次に、県営たん水防除事業につきましては、県営防災ダム事業と同様に、愛知県が事業主体として実施する排水機場の建替工事等について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものであります。国の令和5年度補正予算に伴いまして、この負担金の割当額に増額があったため、これに係る財源措置として、当初予算で8,640万円としておりました限度額に630万円を追加し、限度額を9,270万円とする地方債として変更するものであります。

次に、消防用自動車整備事業につきましては、資機材搬送車を更新整備するものであります。事業費の支出見込みに伴いまして、当初予算で1,100万円としておりました限度額から270万円を減額し、限度額を830万円とする地方債として変更するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。補正予算説明書14ページを御覧ください。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、10目民生費国庫負担金におきまして、初めに社会福祉負担金であります。令和5年度事業の確定見込みによりまして、国民健康保険税の軽減等に伴う国庫負担分として交付を受けます国民健康保険基

盤安定負担金及び未就学児均等割保険料負担金をそれぞれ減額するものであります。次に、児童福祉費負担金であります。歳出事業費の確定見込みの状況により、児童手当負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金をそれぞれ減額するものであります。また、令和4年度児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15目衛生費国庫負担金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を減額するものであります。

25目災害復旧費国庫負担金におきましては、令和5年6月の台風第2号による被害につきまして、特に甚大な河川災害でありました石川及び足後川の復旧事業に対しまして、国庫負担金の交付を受けられる見通しとなりましたので、河川災害復旧費負担金を追加するものであります。

15項国庫補助金、5目総務費国庫補助金におきましては、初めに、社会保障・税番号システム整備費補助金であります。国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の推進によりまして、本年度は特にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名表記等に係る環境整備を進めてまいりましたが、このほど国の標準仕様書の更新及びこれに係る国庫補助金交付額の変更が確認されたことに伴いまして、これを追加するものであります。次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものであります。これは、感染症対策のほか、地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することができる交付金について変更決定があったものでありまして、この追加分につきましては企画一般事業で取り組んでいますタクシー事業者特別支援金事業、並びに環境衛生一般事業で取り組んでいます新エネルギーシステム設置費補助金、及びこのたびの補正予算によります省エネ家電購入費補助金の増額措置による財源として計上するものであります。

10目民生費国庫補助金におきましては、初めに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新規計上するものであります。先ほど繰越明許費の補正で説明をさせていただきましたが、国の令和5年度一般会計原油価格物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用により取り組みます物価高騰対応重点支援事業に要する経費の財源としまして、これを計上するものであります。次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金であります。歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、これを減額するものであります。

15目衛生費国庫補助金におきまして、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、出産・子育て応援交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金をそれぞれ減額するものであります。

25目土木費国庫補助金におきましては、初めに、道路橋梁費補助金における社会資本整備総合交付金であります。道路新設改良事業における本年度の交付金の決定状況を精査しまして、これを減額するものであります。また、道路更新防災等対策事業費補助金であります。同様に当該補助金の決定通知により減額するものであります。次に、都市計画費補助金における社会資本整備総合交付金につきましては、当該交付金の対象となります住宅管理一般事業における耐震改修関連補助金の申請状況が当初の見込みを

下回る見通しであったことから、これを減額するものであります。

50目災害復旧費国庫補助金におきましては、令和5年6月の台風第2号による被害につきまして、特に甚大な被害でありました野場大岨地区、野場榎本地区及び大草大井池の復旧事業に対しまして国庫補助金の交付を受けられる見通しとなりましたので、農地施設災害復旧事業補助金を新規計上するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの55款国庫支出金、10項国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金にあつては、令和5年度事業の確定見込みによりまして、国民健康保険税の軽減等に伴う県負担分として交付を受けます国民健康保険基盤安定負担金及び未就学児均等割保険料負担金をそれぞれ減額し、児童福祉費負担金にあつては、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、児童手当負担金を減額しまして、続けて、ページをまたいで16ページとなりますが、令和4年度児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15項県補助金、10目総務費県補助金におきましては、元気な愛知の市町村づくり補助金を追加するものであります。元気な愛知の市町村づくり補助金につきましては、市町村等が行う先進的な事業やデジタル化、DXを推進するための事業に対して交付されるものでありまして、このほど企画一般事業における公共交通利便性向上事業及びデジタル推進事業におけるLINEを活用した住民職員間のDXサービス導入事業に対し交付決定がありましたので、各事業の財源として充当するものであります。

15目民生費補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、障害者医療費補助金、子ども医療費補助金、子ども医療事務費補助金については追加を、母子家庭等医療費補助金、精神障害者医療費補助金、後期高齢者福祉医療費補助金については減額をそれぞれ行うものであります。

20目衛生費県補助金、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、出産・子育て応援事業費交付金を減額するものであります。

35目土木費県補助金におきましては、住宅管理一般事業における耐震改修関連補助金の申請状況が当初見込みを下回る見通しであることから、住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金及び空き家等対策推進事業費補助金をそれぞれ減額するものであります。

45目教育費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、私立幼稚園授業料等軽減補助金を減額するものであります。

70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金を減額するものであります。去る令和5年12月定例会におきまして、年末の駆け込み需要等による寄附金額の上振れを見込みまして、総額を35億円とする増額補正をお認めいただいたところでありますが、4月から12月までの間における実績額を集計しましたところ、27億8,400万円余りとなりました。この実績を踏まえまして、本年度に収入する見込額を再検討しましたところ、35億円を望むまでには厳しい状況でありまして、実績に見合う32億円を本年度の歳入予算額として整理するものであります。

75款繰入金につきましては、初めに、歳入歳出予算における不用額の精査等によりまして財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、当該繰入金を財源として予定しました事業のうち、小学校管理一般事業及び中学校管理一般事業における修学旅行キャンセル料補助金の支出がなく、繰入金に剰余金が生ずる見通しとなりましたので、その部分に係る取崩しを取りやめるものであります。

85款諸収入につきましては、初めに、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金の新規計上であります。愛知県後期高齢者医療広域連合におきまして、令和4年度の負担金総額の確定がされたことに伴いまして、前年度に支出した負担金の超過分について返還を受けるため、新規計上するものであります。また、蒲郡市幸田町衛生組合返還金であります。蒲郡市幸田町衛生組合におきまして、令和4年度の負担金総額の確定がされたことに伴いまして、前年度に支出した負担金の超過分について返還を受けるため、追加するものであります。

18ページを御覧ください。

90款の町債につきましては、先ほど地方債の補正において説明をさせていただきましたが、令和5年6月の台風2号による災害の復旧に係る財源措置としまして、農林業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業を新規計上するほか、県営たん水防除事業を追加し、また、町債を財源として予定していましたが各事業の完了見込みの状況によりまして、県営防災ダム事業及び消防用自動車整備事業をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

これから提案をさせていただきます歳出の補正予算は、各款にわたりまして事業が完了し、もしくは完了の見込みが立ったことに伴います。不用額の減額補正、又は国庫等支出金の精算に伴う過年度分返還金の予算措置を中心に計上させていただいたものであります。これらにつきましては説明を省略させていただき、主なものについてのみ説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。また、各款にわたりまして職員の人件費の補正をお願いしておりますが、これは事業の完了に伴う不用額の減額を中心に行ったものであります。詳細につきましては、32ページの補正予算、給与費明細書のとおりでありますので、こちらにつきましても説明は省略をさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

それでは、補正予算説明書20ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、15款総務費、10項総務管理費、10目一般管理費につきましては、文書管理事業におきまして、事務機借上料（コピー料）であります。これを追加するものであります。コピー料につきましては、過去の実績を踏まえ予算計上を行い、毎月庁舎全体の使用状況を注視しているところですが、事務の高度化によりカラー資料が一般化されたことで、近年、カラーの使用枚数が増加する傾向にあり、年度末までの使用料を推計しましたところ、不足を生じる見通しとなりました。コピーの使用は必要最小限のものとし、経費節減に一層努めてまいります。円滑な事務の遂行のため必要額の追加をお願いするものであります。次に、ふるさと寄附業務委託料であります。歳入で説明させていただきましたが、本年度の寄附金総額を32億円として見込み直し、歳入予算を減額したことに伴いまして、返礼品の調達や発送、インターネットポータルサイトの

運営、その他の委託料を減額するものであります。

40目企画費につきましては、企画一般事業におきまして、三ヶ根駅バリアフリー基本計画策定業務委託料を減額するものであります。JR三ヶ根の駅舎及び駅前広場等のバリアフリー化を見据えまして、本年度、この基本構想の策定に向けた調整を進めてまいりましたが、JRとの協議を進める過程におきまして、JRがバリアフリー化を進めるに当たり、幸田町内の3駅は鉄道駅バリアフリー料金制度の活用対象区間になることが確認をされましたことや、新たな可能性の一つとしましてスマート改札の示唆があるなど、事業を取り巻く周辺環境に変化が現れてきていることを知るところとなりました。この状況を考慮しましたとき、この時期に計画を作成することは尚早となることが懸念されましたので、地元調整を進めながら、いま一度整備方針を整理した上で事業を推進すべく、今年度の計画策定を見送ることとしたものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、先ほど繰越明許費の補正で説明させていただきました住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修事業のうち、振り仮名の仮登録に係る戸籍附票システム改修業務委託料及び旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システム改修業務委託料をそれぞれ新規計上するものであります。歳入において説明をさせていただきましたが、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の推進により、国庫支出金の交付を受けて取り組むこれらの事業であります。このほど国が提示する標準仕様書の更新が確認されましたことに伴いまして、新たに必要となりました各システムの改修経費として予算計上するものであります。

22ページを御覧ください。

20款民生費、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして物価高騰対応重点支援事業としまして、先ほど繰越明許費の補正及び歳入で説明させていただきました住民税非課税世帯等に対する給付金の給付に要する各経費を新規計上するものであります。事業の概要としましては、低所得者の支援及び定額減税を補足する給付を行うものでありまして、会計年度任用職員任用のための報酬及び通勤に係る費用弁償、事務用の消耗品購入や封筒、申請書印刷等に要する需用費、郵送料や振込手数料などの役務費、システム改修や封入封緘作業に要する委託料、及び重点支援給付金に必要な各経費を計上するものであります。

次に、福祉医療事業におきまして、各事業費の確定見込みの状況を精査しまして、福祉医療審査支払委託料、子ども医療扶助費、障害者医療扶助費については追加を、母子家庭等医療扶助費、精神障害者医療扶助費、後期高齢者福祉医療扶助費については減額をそれぞれ行うものであります。

24ページを御覧ください。

児童福祉費、20目児童福祉施設費につきましては、放課後児童対策事業におきまして、会計年度任用職員報酬を追加するものであります。これらにつきましては、放課後児童クラブに従事する放課後対策事業指導員の報酬について措置するものであります。本年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行もあり、1人当たりのクラブ利用者数に増加が見られるようになり、これに伴いまして、配置すべき指導員の延べ

人数が年間を通じて増加しておりました。これに対して、既決の予算において対応するように運営に努めてまいりましたが、年度末での報酬額を推計しましたところ、クラブを適切に運営する上で不足を生じることが明らかとなりましたため、必要額を補正、追加するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費、15目予防費につきましては、予防接種事業におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費を減額するものであります。新型コロナウイルスワクチンの集団接種につきましては、令和3年度からこれまで継続して実施をしてまいりました。本年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行がありまして、実施回数を当初予定しました126回から29回に変更して取り組んだところでありますが、これに伴いまして不用額が生ずる見込みとなり、これを精査しまして、協力者報奨金及びワクチン接種委託料をそれぞれ減額するものであります。

26ページを御覧ください。

30目環境衛生費につきましては、環境衛生一般事業におきまして、省エネ家電購入費補助金を追加するものであります。省エネ家電購入費補助金につきましては、町内の販売店で省エネ基準達成率100%以上の省エネ家電を購入した町民に対しまして、購入費の2分の1で算定しました上限額5万円の補助金を交付するものでありまして、令和5年度の単年度事業としまして当初予算に計上し、さらには令和5年9月定例会におきまして、増額補正をお認めいただきましたところであります。環境に優しい省エネ性能の高い家電を選択する家庭を応援し、また、この応援が広く行き渡るようにと、全2回の申請期限を設けて事業に取り組みしましたところ、予定件数を大きく超える申請数がありまして、既決予算額に達する状況となっております。この状況に町民の皆様の環境意識の高まりと環境行政への期待の大きさを強く受け止めまして、このたび申請され交付要件を満たした全ての皆様に町の応援が届きますように予算を増額することとしたものであります。

28ページを御覧ください。

55款教育費、15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして修学旅行キャンセル料補助金を、また、20項中学校費につきましては、中学校管理一般事業におきまして同じく修学旅行キャンセル料補助金をそれぞれ減額するものであります。本年度のキャンセル料補助金の支出はなく、修学旅行事業は計画しました全ての行程を終えることができましたことを、この場を借りて御報告いたします。

30ページを御覧ください。

60款災害復旧費につきましては、令和5年6月の台風2号による災害の復旧に係る特定財源の計上に伴いまして、10項農林水産業施設災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧事業につきまして、また、15項公共土木施設災害復旧費におきましては、河川災害復旧事業につきまして、それぞれ財源更正を行うものであります。

以上が、令和5年度幸田町一般会計補正予算（第8号）の概要であります。

次に、第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の33ページをお開きください。議案関係資料は、43ページ、58ページ及び59ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,444万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,500万2,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費につきましては、38ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費のとおり、10款土地取得費、町道芦谷1号線事業用地先行取得事業につきまして、2,480万6,000円を限度額としまして、繰越明許費をお願いするものであります。この事業につきましては、町道芦谷1号線事業の推進に伴う用地の先行取得事業としまして、地権者に対する用地購入費及び物件移転等補償費を支出するものであります。地権者の移転先整備には時間が必要であり、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから繰越しを行うものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。補正予算説明書42ページを御覧ください。

15款繰入金につきましては、町債の償還額の確定に伴いまして、これに必要な繰入金額を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

25款諸収入につきましては、公共用地先行取得事業における消防施設整備事業用地購入費の確定に伴いまして、その財源として計上しておりました土地開発基金借入金を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書44ページを御覧いただきたいと思っております。

10項土地取得費につきましては、公共用地先行取得事業におきまして、消防施設整備事業に係る用地購入費の確定に伴いまして、公有財産購入費の減額をするものであります。

13款公債費につきましては、町債利子償還事業におきまして、町債の償還額の確定に伴い償還利子を減額するものであります。

以上が、令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の47ページをお開きください。議案関係資料は43ページ、60ページ及び61ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,017万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億1,751万2,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。補正予算説明書の56ページを御覧ください。

20款国庫支出金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新

規計上するものであります。これは、市町村が実施しましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知・広報等の事業に対して補助金が交付されるものでありまして、本町におきまして、周知・広報のために作成しましたリーフレット作成に係る経費の財源として、これに充当をするものであります。

40款繰入金につきましては、5款基金繰入金におきまして、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

また、10項他会計繰入金につきましては、事業費の確定又は確定見込みにより一般会計繰入金の内容を精査しまして、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、未就学児均等割保険税繰入金の減額及び財政安定化支援事業繰入金の増加をそれぞれ行うものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書58ページを御覧ください。

10款総務費につきましては、賦課徴収事業におきまして、歳入で説明しました国庫補助金の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

15款保険給付費につきましては、事業費の確定見込みの状況によりまして、20項出産育児諸費におきまして出産育児一時金を、30項その他給付金におきましては傷病手当金をそれぞれ減額するものであります。

30款保健事業費につきましては、今年度取り組んでおります第3期データヘルス計画等策定業務であります。当初見込みよりも安価に契約することができましたことから、委託料を減額するものであります。

35款諸支出金につきましては、保険給付費等交付金償還事業におきまして、愛知県国民健康保険給付費等交付金の令和3年度分及び令和4年度分の精算に伴いまして、保険給付費等交付金償還金を減額するものであります。

以上が、令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、第21号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の61ページをお開きください。議案関係資料は43ページ、62ページ、63ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,267万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億449万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。補正予算説明書70ページを御覧ください。

10款介護保険料につきましては、保険料収入の確定見込みによりまして、特別徴収保険料を追加し、普通徴収保険料を減額するものであります。

20款国庫支出金につきましては、令和6年度介護保険制度改正に伴いまして、介護サービスに係る指定事業者の情報を一元管理するためのシステムであります介護保険指

定期間等管理システムを改修する必要がある、この経費の財源としまして介護保険事業費補助金を追加するものであります。

30款県支出金につきましては、介護給付費の確定見込みによりまして、介護給付費負担金を減額するものであります。

40款繰入金につきましては、10項一般会計繰入金におきまして、介護給付費の確定見込みによりまして、介護給付費繰入金を減額するものであります。

15款基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書72ページを御覧ください。

10款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、介護保険指定機関等管理システム改修業務委託料を新規計上するものであります。これは歳入において説明をさせていただきましたが、令和6年度介護保険制度改正に伴いまして、介護サービスに係る指定事業者の情報を一元管理するためのシステムであります。介護保険指定機関等管理システムを改修するものでありまして、本年4月に控えます介護報酬改定に併せましてシステムに組み込まれています介護報酬情報の更新や、各種サービス項目の加除、修正等を行うものであります。

15款保険給付費につきましては、各事業費の確定見込みの状況を精査しまして、10項介護サービス等諸費におきましては、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入給付費、居宅介護住宅改修費給付費をそれぞれ追加しますとともに、地域密着型介護サービス給付費を減額しました。

また、20項高額介護サービス等費におきまして、高額介護サービス給付費を減額し、40項特定入所者介護サービス等費におきまして、特定入所者介護サービス給付費を減額するものであります。

以上が、令和5年度 幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要説明であります。

以上、第2号議案及び第18号議案から第21号議案までの提案理由を説明させていただきました。

慎重に御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以

内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、第2号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についての質疑を許します。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第8号)の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番(丸山千代子君) 省エネ家電の購入費補助についてお聞きをしたいというふうに思っています。

今回、全ての人に行き渡るようにということであったわけではありますが、1回、2回と、これで3回目になるわけですが、当初は500万円、次にまた500万円の補正。そして、今回合わせますと何世帯分あったのかを伺いたいと思います。

○議長(藤江 徹君) 環境経済部長。

○環境経済部長(鳥居靖久君) 省エネ家電の購入費補助金の制度の事業でございます。少し細かい数字もございしますが、今、議員がおっしゃったように、2回これまでに申請期間、それから締め切って抽せんをしているというところであります。第1回目が、これは受付が9月20日までということで切らせていただいて実施したものが、申請が519件ございました。519件のうち、いわゆる当選された方が102件であります。同じように第2回が、これは1月22日を申請の期限とさせていただいて、ここで申請をしていただいた方々が134件であります。当選につきましては、第1回と同じように102件でございましたが、ちょっと細かく申し上げますと、102件でございましたが、1回目で外れてしまいました。この2回目でいわゆる復活当選をされた方が83件、純粋に第2回で申し込んでいただいた134件の皆さんの中で当選された方が19件といったところあります。そんな内訳になっております。したがって、これは総計といたしましては、653件の申込みをいただいて、これまでに当選が204件ということになります。単純計算しますと、残りがいわゆる外れてしまった方が449件になりますので、3月でこの辺の処理をいたしまして、最大値として449件でございます。その最大値という理由につきましては、今、担当のほうで併せて事務的な確認作業を進めておりますので、そういった意味で最大値としては449件で、トータルで、これも最大値で653件といったところでございます。

○議長(藤江 徹君) 14番、丸山君。

○14番(丸山千代子君) そうしますと、残り全て、これは新たに申請をしなくても今年度中に振込が可能であるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長(藤江 徹君) 環境経済部長。

○環境経済部長(鳥居靖久君) 先ほど申し上げましたように、1回目に申請をされた方、

それから2回目に申請をされた方、もちろんそれぞれ抽せんでは外れてしまった方が対象ですので、新たに何か書類を出していただくだとか、それから手続をしていただくとか、それは考えておりませんので、その中で事務処理を進めさせていただいて、いわゆる全員の方に補助金を支給させていただくというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案5件について討論に入ります。

まず、原案反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第2号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第18号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第8号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第21号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 7

○議長（藤江 徹君） 日程第 7、第 3 号議案から第 1 7 号議案までの 1 5 件と、第 2 2 号議案から第 2 8 号議案までの 7 件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第 3 号議案から第 1 7 号議案までの 1 5 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書 7 ページをお開きください。

第 3 号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7 ページから 9 ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正が施行されることによるその引用部分の改正が主なものであります。改正事項といたしましては、初めに第 2 条及び第 4 条の関係として、番号法において、情報連携の範囲が規定されている番号法別表第 2 が削られ、主務省令にて対応されることとされたことに伴う所要の整理として、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義をするとともに、番号法別表第 2 を引用する規定について整理を行うものであります。次に、別表第 1 及び別表第 2 関係として、民法の改正に伴う小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の事業名を小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に変更するとともに、予防接種法の改正に伴いまして、条例における引用条項を整理する改正でございます。

施行期日につきましては、提案理由に掲げております改正法の施行の日であります。同法の施行期日は公布の日となる令和 5 年 6 月 9 日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日となっております。なお、別表第 1 及び別表第 2 の改正につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書 9 ページをお開きください。

第 4 号関係、幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1 0 ページ及び 1 1 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、育児休業しているパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、期末手当の支給の対象となる育児休業をしている職員からパートタイム会計年度任用職員を除外する規定を削除するものであります。

施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日であります。

続きまして、議案書 1 1 ページをお開きください。

第 5 号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一

部改正についてであります。

議案関係資料は12ページ及び13ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する議員報酬の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、まずは本議案の提出に先立ち幸田町特別職報酬等審議会に対し本議案に関わる部分といたしましては、議員報酬の額について諮問をし、それに対し議長は4,000円の増額、その他の議員についてはそれぞれ3,000円の増額が妥当であるという内容の答申を受けたものであり、その答申どおりの額に改正するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書13ページをお開きください。

第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、14ページ及び15ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する給料の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、先ほどの第5号議案と同様に、まずは本議案の提出に先立ち幸田町特別職報酬等審議会に対し町長及び副町長の給料の額について諮問をし、それに対して町長は9,000円の増額、副町長は7,000円の増額が妥当であるという内容の答申を受けたものであり、その答申どおりの額に改正するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書15ページをお開きください。

第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、16ページ及び17ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、教育長に支給する給料の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、先ほどの第5号議案及び第6号議案と同様に、まずは本議案の提出に先立ち幸田町特別職報酬等審議会に対し教育長の給料の額に続いて諮問をし、それに対し6,000円の増額が妥当であるという内容の答申を受けたものであり、その答申どおりの額に改正するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

幸田町情報公開条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、18ページから20ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、審査請求における諮問の手続の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合における諮問について、全ての実施機関は幸田町情報公開個人情報保護審

査会にしなければならないこととし、諮問した場合には審査請求人等に通知しなければならないこととするものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

議案関係資料は21ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき実施する犯罪被害者等支援に関し必要な事項を定めることに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、犯罪被害者等支援を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、町民が安全に安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的として、犯罪被害者等支援に関し必要な事項を定めるものであります。全体では10条から成る条例として、目的、基本理念、町及び町民、事業者の責務等の項目にて構成されるものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、22ページから25ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、特定屋外タンク貯蔵所におきまして、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンク及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、総務省令で定めるものに係る危険物の最大貯蔵数量ごとに危険物製造所等設置許可申請手数料を改定するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

第11号議案 幸田町生涯現役館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は26ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町生涯現役館を設置することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、社会とのつながりを保つことが介護予防及び健康寿命の延伸にとって重要であることに鑑み、高齢者が就労、健康づくり活動等を通じて、生涯にわたり生きがいを持って健康に生活できる社会の形成に資するための施設を設置するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書29ページをお開きください。

第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、27ページから31ページまででありますので、併せて御覧ください。

い。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び第9期介護保険事業の運営に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、保険料率の所得段階を負担能力に応じて現行の13段階を16段階とし、介護保険料の基準額である第5段階の額を、現行の月額4,800円から5,800円に引き上げ、年額6万9,600円とするもので、そのほかの所得段階についても保険料率に基づき年額を改正するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

第13号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の廃止についてであります。議案関係資料は32ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へと移行したことに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症と認められなくなり、同法の5類感染症に位置づけられることとなったために本条例を廃止するものであります。本条例は、令和2年に新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、町が取り組むべき感染症対策や町民事業者の責務や不当な差別的取扱い等の禁止に関して規定するものでありましたが、感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより一定の役割を果たしたと考えるものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

第14号議案 幸田町中小企業振興基本条例の制定についてであります。

議案関係資料は33ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び町の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、地域経済の活性化を図り、もって町の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として、基本理念、町の役割、中小企業者の役割、大企業者の役割、町民の理解及び協力、施策の検討、財政上の措置など、11条から成る条例を制定するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書39ページをお開きください。

第15号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、34ページ及び35ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、生活衛生等の関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、水道に関する関係省庁の移管に伴い、引用する法令の種

別の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書41ページをお開きください。

第16号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例及び幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、36ページから38ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町下水道事業の設置等に関する条例と幸田町水道事業の設置等に関する条例における引用条項を整理するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書43ページをお開きください。

第17号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

議案関係資料は、39ページから42ページまででありますので、併せて御覧ください。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田六栗土地区画整理事業の換地公告によるものと、県道須美福岡バイパスの供用開始に伴い認定及び廃止するもので、認定する路線が32路線、廃止する路線が31路線であります。

以上が、第3号議案から第17号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第22号議案から第28号議案までにわたっております令和6年度幸田町会計別の当初予算の概要につきまして、一般会計から順次説明をさせていただきます。

令和6年度予算書及び説明書を御覧ください。

初めに、第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算についてであります。

13ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ207億1,000万円と定めるものであります。前年度比103.2%で、6億4,000万円の増であります。

第2条、繰越明許費につきましては、20ページの第2表 繰越明許費のとおり、45款土木費、15項道路橋梁費におきまして、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）につきましては、令和6年度内での支出が終わらない見込みがあることから、限度額を1億500万円とする繰越明許費をお願いするものであります。

第3条、債務負担行為につきましては、同じく20ページ第3表 債務負担行為のとおり、固定資産土地評価業務に要する経費につきまして、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を2,860万円とするもの、及び戸籍情報システム及び戸籍附票シ

システムの標準準拠システムへの移行に要する経費につきまして、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,005万4,000円とする債務負担行為をお願いするものであります。

第4条、地方債につきましては、21ページの第4表 地方債のとおり、上から順に13事業の地方債をお願いするものであります。庁舎外構整備事業に2,800万円、六栗ゲートボール場テント上屋整備事業に3,700万円、芝生広場整備事業に3,000万円、県営防災ダム事業に1,840万円、県営たん水防除事業に7,670万円、道路改築事業に1億6,490万円、橋梁改修事業に4,500万円、交通安全施設整備事業に1,620万円、幸田中央公園整備事業に1,050万円、消防用自動車整備事業に2,100万円、深溝小学校校舎増築事業に1億3,720万円、中学校体育館空調整備事業に1億4,980万円、中央公民館車庫兼倉庫整備事業に2,500万円、合計7億5,970万円であります。

それでは、13ページにお戻りください。

第5条、一時借入金の最高額は10億円と定めるものであります。

第6条では、歳出予算の流用の取扱いについて定め、記述のとおり、お願いするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明させていただきます。

歳入の各款の総額につきまして、25ページを御参照ください。予算の内容につきましては、30ページからを御覧ください。

初めに、10款町税であります。町税全体では、前年度比101.1%で、88億5,050万円といたしました。

個人町民税は、給与所得の増加による増収を見込みましたが、定額減税による減収の見込みがあり、昨年度比98.9%で、25億3,000万円とし、法人町民税は、自動車関連企業の業績から前年度比110.1%で、6億5,520万円といたしました。

固定資産税は、土地分は路線価の上昇による増収を、家屋分は評価替えによる減収を、償却資産分は企業の設備投資による増収を見込み、固定資産税の総額は前年度比101.1%で、49億4,500万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割ともに実績を踏まえ、前年度比101.6%、1億2,650万円といたしました。

たばこ税につきましては、令和5年度の実績を踏まえ、前年度比103.4%で、2億7,000万円といたしました。

入湯税につきましては、令和5年度の実績を踏まえ、前年度比91.3%で、210万円といたしました。

都市計画税につきましては、土地分におきまして路線価の上昇による増収により、前年度比100.2%で、3億2,170万円といたしました。

32ページを御覧ください。

15款地方譲与税につきましては、県交付見込額及び令和5年度の実績を踏まえ、対前年度1,680万円増の1億5,860万円といたしました。

20款利子割交付金につきましては、預貯金利子などの増加が見込まれており、対前

年度80万円増の290万円といたしました。

21款配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度200万円増の4,300万円といたしました。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同様の3,800万円といたしました。

23款法人事業税交付金につきましては、県の交付見込額等を踏まえ、対前年度2,500万円増の1億5,500万円といたしました。

24款地方消費税交付金につきましては、県の交付見込額等を踏まえ、対前年度500万円減の10億2,500万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、令和5年度の実績を踏まえ、対前年度100万円減の1,700万円といたしました。

34ページを御覧ください。

30款自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末をもって廃止されておりますが、滞納繰越分の収入の可能性あることから、科目維持といたしました。

31款環境性能割交付金につきましては、令和6年1月からの税率区分の見直しによる増収が見込まれることに伴い、対前年度200万円増の2,800万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては、令和6年度は個人町民税定額減税による減収に対する補填分があるため、対前年度2億710万円増の2億9,140万1,000円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度100万円減の400万円といたしました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、対前年度41万円減の6,767万3,000円といたしました。

36ページから39ページまでにわたります50款使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料や放課後児童健全育成手数料等を見込み、前年度とほぼ同額となる2億2,287万2,000円といたしました。

38ページから43ページまでにわたります55款国庫支出金につきましては、児童手当負担金6億5,221万5,000円、障害福祉サービス費等負担金3億2,811万9,000円、社会資本整備総合交付金が総額で1億4,339万円、公立学校施設整備費国庫負担金5,168万5,000円、出産・子育て応援交付金2,406万5,000円などではありますが、新型コロナウイルスワクチン接種関係の支出金の減があり、総額では対前年度1億2,939万4,000円減の19億5,591万8,000円といたしました。

42ページから51ページまでにわたります60款県支出金につきましては、障害福祉サービス費等負担金1億6,405万9,000円、児童手当負担金1億4,264万1,000円などがありまして、総額では対前年度9,479万9,000円増の12億

600万6,000円といたしました。

65款財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なものでありますが、令和5年度に計上していましたが菱池遊水地地内の町有地の愛知県への売払収入が皆減となったことなどにより、対前年度5,260万7,000円減の1,371万6,000円といたしました。

52ページを御覧ください。

70款寄附金につきましては、主となるふるさと寄附金を前年度と同額の30億円と見込み、総額30億15万6,000円といたしました。

75款繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金12億1,108万円、教育施設整備基金4億7,680万円、福祉施設整備基金6,000万円、新型コロナウイルス感染症対策基金6,700万1,000円の繰入れを行うこととしまして、対前年度1億7,444万8,000円増の総額18億1,501万8,000円といたしました。

80款繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

54ページから63ページまでにわたります85款諸収入につきましては、各中学校の体育館空調設置工事に係る災害バルク等の導入補助金を1億円として見込み、対前年度1億4,703万4,000円増の7億5,553万8,000円といたしました。

62ページを御覧ください。

90款町債につきましては、さきに御説明をさせていただきましたとおり、庁舎外構整備工事の2,800万円をはじめ13事業に対する起債を行い、対前年度6,310万円増の総額7億5,970万円といたしました。

以上が、令和6年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要説明であります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

歳出の各款の総額につきましては、26ページ及び27ページを御参照ください。予算の内容につきましては64ページからありますが、性質別区分によりまして説明をさせていただきますので、別冊となっております令和6年度当初予算概要の5ページ及び6ページにあります令和6年度一般会計予算款別・性質別一覧表を御覧ください。

人件費、扶助費及び公債費から成ります義務的経費につきましては、総額で対前年度8.1%増の87億3,287万2,000円といたしました。主な理由といたしましては、会計年度任用職員に対する期末手当支給等に伴う人件費の増加や、障害者福祉等に係る扶助費が増加したことなどによるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費から成ります投資的経費につきましては、総額で対前年度13.4%減の総額23億7,882万円といたしました。普通建設事業の主なものといたしましては、中学校体育館空調設置工事、深溝小学校校舎増築工事、南部中学校内部改修工事、道路新設改良事業（町道芦谷内1号線ほか）などであります。

物件費、維持補修費、補助費等その他の経費につきましては、総額で対前年度3.9%増の95億6,830万8,000円といたしました。その主なものといたしましては、物件費につきましては、ふるさと寄附業務及び合併70周年記念生活応援チケット発行事業運営業務に係る委託料をはじめ各種事務委託料や物品の購入経費、維持補修費

につきましては、小中学校や各種公共施設の修繕費、補助費等につきましては、産業活性化プロジェクト事業補助金、各種団体等への補助金や負担金、その他特別会計への繰出金などであります。

以上が、令和6年度幸田町一般会計当初予算の歳出の概要であります。

続きまして、第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計予算につきまして、161ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,886万5,000円と定めるものであります。前年度対比50.2%、1億3,779万7,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、公共用地先行取得事業において、令和5年度に計上しておりました坂崎運動場駐車場用地及び消防施設整備事業用地の先行取得の完了に伴う事業費の減少などによるものであります。

続きまして、第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきまして、185ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ32億5,527万1,000円と定めるものであります。前年度対比98.9%、3,744万4,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、被用者保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療への移行による被保険者数の減少見込みに伴う保険給付費の減少を見込んだことなどによるものであります。

第2条につきましては、歳出予算の流用の取扱いについて定めるものとし、記述の通りお願いするものであります。

続きまして、第25号議案 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、221ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,686万5,000円と定めるものであります。前年度対比106.3%、4,039万6,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことなどによるものであります。

続きまして、第26号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算につきまして、249ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ25億5,970万8,000円と定めるものであります。前年度対比106.7%、1億6,029万6,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、要介護及び要支援認定者数の増加に伴う保険給付費及び地域支援事業費の増加を見込んだことなどによるものであります。

第2条につきましては、歳出予算の流用の取扱いについて定めるものとし、記述のとおりお願いするものであります。

続きまして、第27号議案 令和6年度幸田町水道事業会計予算につきまして、285ページからを御覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を8億5,981万8,000円、支出を8億2,919万3,000円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予

定額につきましては、収入を2億1,052万円、支出を5億9,313万1,000円と定めるものであります。この資本整備につきましては、配水管の布設替えによる耐震化や老朽化、施設の更新をはじめとする各種工事を計上しています。令和6年度は、昨年度に続き大草ポンプ場の施設更新を予定しており、計画的に整備を推進するものとしております。また、資本的収支における不足額3億8,261万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

最後に、第28号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計予算につきまして、317ページからを御覧ください。

下水道事業におきましては、令和6年度から農業集落排水事業特別会計の移行を伴う予算となっております。第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を16億4,284万6,000円、支出を16億3,790万5,000円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を5億4,203万円、支出を7億3,157万6,000円と定めるものであります。この資本整備につきましては、集落排水施設の公共下水道への接続などの管路整備を推進するものとしております。併せて、流域下水道等の建設負担金、一般会計からの出資を受けての企業債の償還金などを計上しております。なお、資本的収支における不足額1億8,954万6,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

318ページを御覧ください。

第5条、企業債につきましては、表に記載のとおり、公共下水道事業に9,900万円、流域下水道事業に2,440万円を限度額と定め、経営の標準化を図ることとしております。

以上、第22号議案から第28号議案までの令和6年度 幸田町会計別の当初予算の提案理由の説明をさせていただきました。

以上をもって、本定例会に提案をさせていただきます単行議案の15件と、当初予算関係7件の説明とさせていただきます。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後5時までに、事務局へ提出をお願いします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次回は、3月4日の月曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、この後、午後1時50分から、第1委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 1時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年2月28日

議 長

議 員

議 員